

令和 8 年 9 月 1 日

関係各位

千葉県安房土木事務所長
(公印省略)

道路メンテナンス（橋梁）工事（増間橋・補修工）に係る
質問について（回答）

道路メンテナンス（橋梁）工事（増間橋・補修工）に係る質問について、下記のとおり回答します。

記

番号	質問事項	回 答
1	断面修復工（湿式吹付工法）について 単-29 号歩掛に吹付機械等の機械損料の計上が無いが間違いないのでしょうか。	吹付機械等の機械損料については、諸雑費（13%）として計上しております。